

岩沼高等学園（知的障害者） の就労について Q&A

Q&A 卒業生の就労の様子はどうですか？

卒業生のほとんどが、一般事業所に就職しています。素直で、あいさつや返事がよいという評価をいただいています。健常者と比べ少し生産性は低い場合もありますが、職場の方に支えられて着実に伸びてきています。卒業生の就業率は、約 90%を維持しています。

Q&A 就職はどのように決めていくのですか？

生徒一人ひとり特性は異なります。職場実習で実際に生徒の実態や職場適応の様子を見ていただき、担当教師が適切な支援をしたり、事業所の協力を得たりしながら、本人の課題解決を図ります。そして、本人の働きぶりや生徒の特性を十分に理解していただいた上で、雇用の相談をさせていただいています。

Q&A 雇用形態はどのようにすればよいのですか？

職場の状況と本人の生産性や能力に応じて、正社員だけでなく、準社員やパート等の雇用形態でも採用を検討していただいています。

Q&A 賃金はどのように支払うのですか？

基本的には本人の「働きぶりに見合う賃金」を検討していただいています。

Q&A 知的障害者を雇用した際の助成金には どんなものがあるのですか？

知的障害者を雇用した際に利用可能な助成金は様々な種類があります。主に事業所では賃金の助成（特定求職者雇用開発助成金等）や施設・設備の整備に対する助成、職場での援助者に対する助成などを利用しているようです。詳細については、公共職業安定所（ハローワーク）または、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部にお問い合わせしていただくのと具体的に説明があります。

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
宮城支部 Tel. 022-361-6288

Q&A 長期的に働く様子を見て採用を決めたいのですが？

高等学園で実施している数週間の実習を通して採用を検討していただくほか、公的制度を利用し長期的に生徒の働く様子を見て採用を検討することもできます。

①トライアル雇用を利用して

障害者を試行雇用して採用を判断する制度です。期間は3か月間。試行雇用期間中は事業所に対して奨励金が支払われます（職業安定所への申請及び認定が必要）。

②職場適応訓練制度を利用して

障害者の適した作業について6か月以内の実施訓練を行い採用を判断する制度です。事業所には委託費が支払われます（訓練期間中の本人への訓練費は県から支給されます。職業安定所への申請及び認定が必要）。

Q&A 職場環境に慣れさせ定着させたいのですが？

卒業生によっては、仕事がなかなか覚えられない、仕事の効率が悪い、職場内の理解が得られないなどといった問題があるかも知れません。このような場合、職場に対して下記のような支援を学校及び地域の関係機関で行います。

①ジョブコーチ制度による支援

障害者の就職や職場適応を進めるため、事業所がジョブコーチを要請する制度があります。ジョブコーチは、宮城障害者職業センターから派遣され、必要に応じて仕事内容や職場環境等の改善のための支援を行います。

②障害者就業・生活支援センターによる支援

地域には障害者の就労を支援するためのセンターがあります。就労や全般に関する相談や支援を行います。

③学校のアフターケア体制による支援

就職をお願いした事業所へのアフターケア（定着指導）を行っています。定期的に訪問したり、必要があれば卒業生の相談や支援も行います。

※職場定着のために、例えば事業所で定期的な面接や支援機関を交えたケースカンファレンスを行うことも有効です。

求めています

事業主様の温かな
ご協力ご理解をお願いします。

職場実習のできる事業所 障害者雇用のできる事業所



生徒たちの輝く未来へ



宮城県立支援学校岩沼高等学園

< 本校 >

〒989-2455 岩沼市北長谷字豊田1-1
TEL 0223-25-5332 FAX 0223-25-5333
ホームページ <http://iwanuma.myswan.ne.jp/>
Eメール chief@iwanuma.myswan.ne.jp

< 川崎キャンパス >

〒989-1501 柴田郡川崎町前川字北原25
TEL 0224-87-6571 FAX 0224-87-6572
ホームページ <http://ikc.myswan.ne.jp/>
Eメール chief@ikc.myswan.ne.jp